

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

### 包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

#### 記

##### 1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和 4 年 9 月末現在）
- ・令和 2 年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和 4 年 9 月末現在）

##### 2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和4年9月末現在）

テーマ「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
指摘	2-(4)-⑦	P123～ P124	上下水道局 管理部 総務課	⑦ 業務成績評定表について （イ）委託業務のうち、「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」は契約内容から工事監理業務と判断されるが、委託業務成績評定表は作成されていなかった。要綱に基づき、作成する必要がある。	措置困難	本件は、実施設計、工事、検査など一連の関連業務を実施させるもので、日本下水道事業団と「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」を締結し実施している。 受託者である日本下水道事業団は、下水道に関する地方公共団体の業務を支援・代行する機関として、日本下水道事業団法により設立された唯一の地方共同法人であり、地方公共団体の代行機関である。 よって、本業務に従事する者（日本下水道事業団）は公務に従事する者とみなされることから、成績評定をすることは適当ではないと考える。
指摘	2-(7)-①	P133	上下水道局 管理部 財務課	① 管路の数量管理について 固定資産台帳システムの数量情報が不正確であるため、マッピングシステムと固定資産台帳システムの管路情報の整合性が検証できていない。財務諸表上の資産は固定資産台帳システムに基づいており、結果的に当該資産の実在性及び網羅性の検証が困難になっている。	措置困難	固定資産システムの台帳における数量情報については、旧町合併における移行データに情報不足、不備があることや事務的に管種、関連工事など一定の単位での登録となるため、全体の数量情報等を正確に算出することは現状不可能であり、即時の対応は困難である。 しかしながら、新規で実施する管路の更新においては固定資産台帳データとマッピングシステム登録データの関連付けについて検討を行い、長期的な観点で課題の解消を図っていくこととしたい。
指摘	2-(8)-①	P138	上下水道局 管理部 財務課	① 有形固定資産の残高管理について 規程上、不動産及び物品については、現物管理に関する規定が定められていると解されるが、機械及び装置や車両運搬具など物品に含まれるかは解釈の余地があり分かりづらい。このような固定資産の現物管理に関しては上下水道局会計規程には明記されていないため、上下水道局として固定資産を対象とした残高管理規定を整備し、資産の性格に応じた管理方法の明文化が望まれる。	措置済	令和2年度に「宮崎市上下水道局固定資産管理規程」を制定し、「1年に1回、固定資産台帳の記載事項と固定資産の実体を照合し、その結果を管理者に報告しなければならない。」（第16条）こととした。 また、「宮崎市上下水道局固定資産会計取扱要綱」の改正を行い、実地照合の対象資産や照合の方法を整備し、令和3年度から計画的な照合作業を実施している。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	1-①	P94	上下水道局 管理部 料金課	① 業務委託先に対する管理について 上下水道局では、検針や量水器管理、収納等の業務を民間業者に業務委託（以下、料金センター業務委託という。）しているが、業務委託先に対する指導・管理体制が十分とは言えない状況である。	対応済	毎月、業務報告者の内容を精査し、評定会議の中で指導や協議を行っている。また、計画に基づく業務の進捗管理を行い適時助言・指導を行っている。業務の中で生じた事故等については、すぐに報告するよう指導している。
意見	1-②	P96	上下水道局 管理部 料金課	② 業務委託先からの収支決算書の入手について 料金センター業務委託において、業務委託先が、業務委託料を業務のために適正に使用しているかを確かめるため業務委託先から業務委託に係る収支決算書の提出を義務付ける必要がある。	対応済	令和4年4月1日から令和9年3月31日までを期間とする新たな委託契約において、仕様書に「委託契約に係る決算書の提出」の項目を追加した。 <追加した仕様書内容> 77 委託契約に係る決算書の提出 (1) 受注者は、自己の各事業年度の決算が確定したときは、速やかに受託業務実施に係る収支決算書及び関係書類（法人でない場合にはこれに準ずる書類）を局に提出するものとする。 (2) 前項の提出書類作成にあたっては、受託業務実施に係るものとそれ以外の事業を営む場合、受託業務実施のみに係る収支状況が判る内容とする。
意見	2-(1)-①	P107	上下水道局 管理部 財務課	① 「経営戦略」上、施設の老朽化に対する指標は重要業績評価指標となっていない。 施設の老朽化対策は「マスタープラン」における重点課題であるため、当該指標を「経営戦略」上も重要業績評価指標として設定することが望ましい。	対応済	局において「みやぎき水ビジョン2020」は事業の実施計画、その財政マネジメントとして「経営戦略」を位置づけている。いずれの計画も令和11年度まで進捗管理を行う中で、成果指標の達成状況把握と適宜、各種成果指標のあり方等も検討を行っている。 今後、両計画の後期分について令和6年度までに中間見直しを行うことから、計画期間、主要事業及びその投資・財政計画を関連付ける中で、必要となる各種評価指標や目標値も整理していくこととする。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(1)-②	P107	上下水道局 管理部 財務課	② 公共下水道事業においては、管路の耐震化に関する目標値が「経営戦略」において示されていない。 「経営戦略」策定時点で耐震化の計画が精緻化されていなかったためとの理由で目標値の記載がないのは計画として十分とは言えない。	対応済	局において「みやぎ水ビジョン2020」は事業の実施計画、その財政マネジメントとして「経営戦略」を位置づけている。いずれの計画も令和11年度まで進捗管理を行う中で、成果指標の達成状況把握と適宜、各種成果指標のあり方等も検討を行っている。 今後、両計画の後期分について令和6年度までに中間見直しを行うことから、計画期間、主要事業及びその投資・財政計画を関連付ける中で、必要となる各種評価指標や目標値も整理していくこととする。
意見	2-(2)-①	P109	上下水道局 管理部 財務課	① 中長期的見地から、独自耐用年数の採用を検討し、法令等により経済的使用可能耐用年数の適用が認められた場合には、その適用を円滑に進められるよう準備しておくことが期待される。	対応済	現状では法定耐用年数に「経済的使用可能耐用年数」の適用は見込まれていないため、準備も含め措置を行う予定はないが、意見の趣旨は認識しており、制度改定等には速やかに対応する予定である。なお、施設及び管路等の管理、更新については、アセットマネジメント、ストックマネジメントに基づき各施設毎の最適な更新期を見定めるとともに、更新費用の平準化を念頭に投資・財政計画を策定していくこととする。
意見	2-(3)-①	P113	上下水道局 下水道部 下水道施設課	① 耐震診断が未了であり、耐震性が不明の施設がある。効率的・計画的な耐震化のためには、診断の結果が重要である。早期に診断を実施し、耐震化計画に反映させることが望まれる。	対応済	耐震診断については、重要施設57施設において、順次、診断を実施しており、令和4年度には診断業務を完了する予定である。また、耐震化については、令和3年度までに22施設が完了し、残りの施設についても令和11年度を目途に計画的に耐震化を行うこととしている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(4)-③	P120	上下水道局 水道部 浄水課	<p>③ 提案内容の明確化及びプロポーザル方式採用の検証について 公募型プロポーザル方式の募集時に配布された仕様書がそのまま契約締結時の仕様書となっている。提案内容がどのように実施され、どれだけの効果があったかを検証する意味でも仕様書等で内容を明確化することが望まれる。</p>	対応済	<p>公募型プロポーザル方式の募集時に配布した仕様書は、性能発注の目的を明確にするために必要十分な内容の仕様になっているかを、外部委員を含めた検討委員会の開催により精査し決定したものである。選定された業者に対して、契約前に仕様書内容の最終確認を行い合意した後に契約書に含めているもので、この時にさらに詳細な仕様書に作り変えることは、性能発注で見込まれる創意工夫などによる効果を無にすることになるため不相当である。効果の検証については、年度末毎に適切な評価プロセスを用意しているため問題ないと考えている。</p>
意見	2-(4)-⑥	P123	上下水道局 管理部 総務課	<p>⑥ 業務成績評定表について (ア) 施設の管理運営委託業務は「宮崎市上下水道局設計等業務委託検査要綱」対象外であり、成績評定をする必要がないこととなっている。評定の趣旨である品質管理の観点からは、当然に評定対象とし今後の契約時に活用すべきである。当該評定を必要とする範囲を拡大することが望まれる。</p>	対応困難	<p>本委託業務は、本要綱による評定の対象外業務であるため、要綱に定める「委託業務成績評定表」の作成は行っていないが、履行状況の確認等を行う上で、業務評定を行うことは必要不可欠であるため、業務内容に応じた独自の様式を定め評定を行っているところである。（監査当時、「宮崎処理場外維持管理業務委託」が評定されていないとの指摘を受けたが、令和2年度以降は公募型プロポーザル方式による発注に変更し、評定を実施している。） 本要綱は、建築設計・土木設計業務、補償業務、測量業務又は地質調査業務等に対する検査要綱であって、管理運営等の業務委託とは種別が異なるため、本要綱の評定業務の範囲拡大は馴染まないものとする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(4)-③	P125	上下水道局 管理部 総務課  水道部 浄水課  下水道部 下水道施設課	<p>⑧ 電気・電力供給契約について</p> <p>電気の受給契約は、事業者が定める「標準供給条件」により、申込みを承諾したときに成立するものとしており、契約書が整備されていない。また、契約電力500KW以上の施設では契約書を整備しているものの、「随意契約理由書」は作成されていない。上下水道局の規定に定める契約手続を経て適切に契約事務を執行すべきである。</p> <p>電気事業制度改革に伴う規制緩和により複数の電力供給事業者が存在している昨今、地方自治法の原則により、公平性・競争性を確保した競争入札により契約すべきである。あるいは随意契約とする場合であっても、随意契約理由書を作成し、その合理性を明らかにしなければならない。</p>	対応済	<p>現在、燃料価格の高騰等により新電力会社が新規契約受付の停止や年度途中での契約解除を行う事例が報じられている。</p> <p>本市が今年8月に行った電力供給入札においても、ほとんどが入札不調となり、最終保障供給制度（通常供給単価の2割増しの電気料金での契約）を利用せざるを得ない状況であった。</p> <p>安全・安心な水道水の供給及び公共用水域の水質保全に資するための安定的な施設稼働を行う上では、市内全ての上下水道施設に対する電力の安定供給が必要不可欠であることから、現時点での新電力の導入は考えていないが、今後も公平性・競争性の確保の重要性は意識しておきたい。なお、意見を踏まえて随意契約理由書を作成した。</p>
意見	2-(7)-②	P133	上下水道局 管理部 財務課	<p>② 設置年度が不明の管路について</p> <p>市町村合併時の被合併自治体の台帳の不備等により、水道事業において経過年数不明の管路が112,514メートル（全体の4.3%）存在する。当該管路に関しては、合理的な方法で推測し、中長期の更新需要の算定の観点から、経過年数の把握に努めたい。</p>	対応困難	<p>水道事業における旧町合併時の経過年数不明の管路等については、すでに合併直後の平成19年度から平成21年度にかけて「固定資産調査業務」を行い、できる限りの経過年数等の把握をすでに行っている。</p> <p>今後短期間での全体把握は困難であるが、意見のとおり中長期の更新需要の算定において不都合が生じることになるため、漏水事故や管路移設の現場において管の劣化状況を把握するなど経過年数の把握に努めるとともに、管路の更新計画等に反映させていく。</p>
意見	2-(7)-③	P134	上下水道局 下水道部 下水道整備課	<p>③ マッピングシステムの登録・更新について</p> <p>(ア) マッピングシステムへの管路データの登録は、委託契約により外部業者が実施している。登録作業は管路工事年度の翌年年度末頃に完了するため、タイムリーな情報提供という観点からは、やや遅いと言わざるを得ない。災害時の対応等考えると、早期登録の可能性を検討することが望まれる。</p>	対応済	<p>マッピングシステムは、令和4年度内に新システムを導入する予定である。新システム稼働後は、職員による管路データ登録が可能となり、早期登録することで更新頻度が改善される。</p>













































